

開発許可審査基準

●都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの取り扱いに関する基準

令第25条第6号ただし書きの取扱い

令第25条第6号ただし書きの規定は、次の(1)から(3)に規定する開発行為に適用し、開発区域内において、より積極的に緑化に努めるものとする。

- (1) 公共団体が管理する近隣公園（都市公園法施行令第2条第1項第2号）に開発区域が隣接している場合（道路、里道、水路等を挟んで存する場合を含む）
- (2) 開発区域面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）が開発区域内に確保されることが確実と認められる開発行為であり、かつ、公園等の設置後は、法に基づく公園等の機能が保たれる次に規定するアからウの各号のいずれかに該当するもの。
 - ア 工場立地法に基づく工場の用に供する建築を目的とした開発行為（自己業務用に限る）
 - イ 学校教育法（大学は除く）に基づく学校の用に供する建築を目的とした開発行為
 - ウ 都市計画として定められた地区計画に基づいて行う開発行為
- (3) 土地区画整理事業又は開発行為により面的な整備事業が施行された区域内の公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為